

生活保護法 指定医療機関の手引

令和3年度版

大分県福祉保健部
保護・監査指導室

目 次

I	生活保護制度の概要	1
II	医療扶助	4
1	医療機関の指定について	5
2	指定医療機関の義務	6
3	医療扶助について	7
(1)	医療扶助の内容	7
(2)	医療扶助の申請から決定まで	8
(3)	医療券の発行	10
(4)	医療扶助の継続	10
(5)	医療要否意見書の記載要領	10
(6)	要否判定基準	11
(7)	訪問看護の取扱い	11
(8)	診療報酬の請求手続き	11
(9)	調剤の給付	12
(10)	治療材料の取扱い	12
(11)	施術の取扱い	12
(12)	移送の取扱い	13
(13)	医療扶助と他法、他施策の関係	13
(14)	消費税の取扱い	14
4	福祉事務所への協力について	15
5	指導及び検査	16
III	関係法令条文	17
1	生活保護法（抄）	18
2	生活保護法施行令（抄）	23
3	生活保護法施行規則（抄）	25
4	指定医療機関医療担当規程	28
5	生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬	29
IV	関係団体（機関）名簿及び県内福祉事務所一覧	31
1	関係団体（機関）名簿	32
2	県内福祉事務所	32
V	各種様式	33

I 生活保護制度の概要

I 生活保護制度の概要

生活保護制度は、生活に困窮するすべての国民が健康で文化的な生活水準を維持するために、困窮の程度に応じて保護を行い最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とするものです。

(1) 生活保護法の原理及び原則

上記の目的を行うため、生活保護法には以下の原理及び原則が定められています。

① 無差別平等の原理

すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。(生活保護法(以下「法」といいます。))第2条)

② 最低生活の原理

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。(法第3条)

③ 保護の補足性の原理

(i) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。(法第4条第1項)

(ii) 法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。(法第4条第2項)

(iii) 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。(法第4条第3項)

以上の原理について、法第5条は次のように定めています。

「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてなされなければならない。」(「前4条」とは、法第1条から第4条までをいいます。)

④ 申請保護の原則

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。

但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。(法第7条)

⑤ 基準及び程度の原則

(i) 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。(法第8条第1項)

(ii) 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに10分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。(法第8条第2項)

⑥ 必要即応の原則

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。(法第9条)

⑦ 世帯単位の原則

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。(法第10条)

(2) 保護の種類

生活保護は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の8種の扶助があり、その内容は右図のとおりです。

これらの決定と実施に関する事務は福祉事務所が行っています。(市部は市福祉事務所、郡部(町村)は県保健所地域福祉室)

生活扶助	衣、食など日常のくらしの費用
教育扶助	義務教育に必要な学用品代、給食費など
住宅扶助	家賃、間代、地代や家屋補修費など
医療扶助	医療を受けるための費用(現物支給)
介護扶助	介護を受けるための費用(現物支給)
出産扶助	出産に要する費用
生業扶助	生業に必要な技能の修得や就職のための
葬祭扶助	葬祭を行う費用

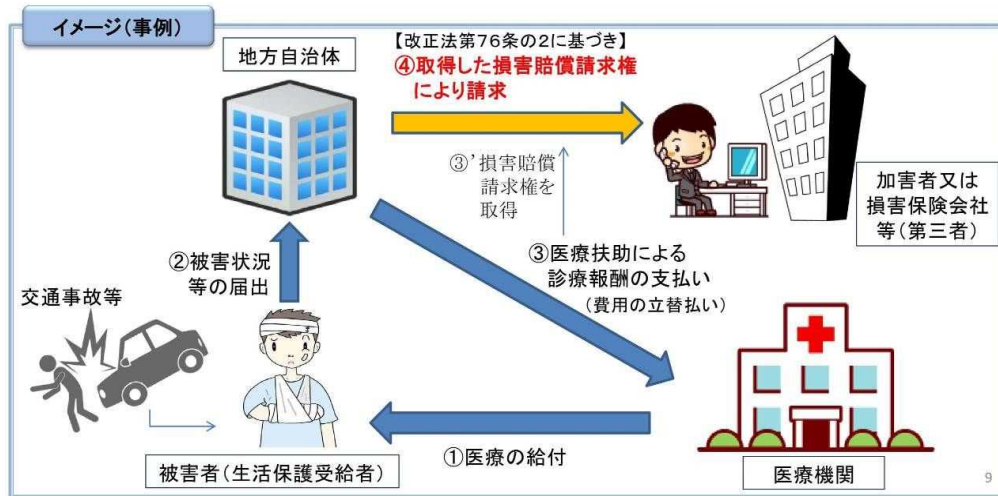
(3) 医療扶助、介護扶助について

医療扶助と介護扶助は生活保護法の中の扶助の1つであり、その実施は前述した生活保護の原理及び原則にのっとり行われることとなりますが、福祉事務所長が患者や要介護者又は要支援者（要保護者）を指定医療機関や指定介護機関に委託して診療や介護を行う方法（現物給付）をとっている点が、生活保護の他の扶助や保険医療制度又は介護保険制度とは異なる点です。

(4) 損害賠償請求権について

被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によって生じたときは、福祉事務所は、その支弁した保護費の限度において、被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得します。

【施行期日：平成26年7月1日】



(5) 病床数が200床以上の指定医療機関の受診について

平成28年4月1日から、被保護者が病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床に係るものに限る。）の数が200以上である指定医療機関を受診する場合は、以下の場合に限られますので留意願います。

- ①他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合
- ②緊急その他やむを得ない事情がある場合
- ③地域において病床の数が200以上である指定医療機関のみが特定の診療科を標榜しており、当該診療科への受診が必要である場合
- ④①～③の他、個別の事情を考慮し、嘱託医に協議の上で病床の数が200以上である指定医療機関への受診が必要であると判断される場合

※特に④については、被保護者や医療機関から事前に相談があった場合に、福祉事務所が受診の必要性を判断します。

II 医療扶助

1 医療機関の指定について

(1) 指定医療機関

生活保護法による医療を担当する機関として、県知事（政令指定都市及び中核市は市長）が指定した病院、診療所、薬局等のことです。（国が開設した医療機関については、厚生労働大臣が指定します。）

(2) 指定医療機関の申請手続

新たに指定を受けようとする医療機関は、指定申請書正副2通を所在地を管轄する福祉事務所に提出してください。（申請書は福祉事務所に備えつけています。また県庁ホームページにも掲載しています。）

(3) 指定基準

指定の申請があった場合、次の基準により指定します。

原則として、医療機関が次に掲げる指定等を受けていること。

- ① 健康保険法第65条第1項又は同法第88条第1項の規定による指定
- ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2に規定する内容の医療を行う医療機関にあっては、同法第38条第1項の規定による指定

なお、生活保護法による指定取消しを受けた医療機関は、取消の日から原則として5年以上経過しなくてはなりません。

(4) 指定の通知

知事は医療機関を指定したときは、県報に告示するとともに申請者（医療機関等）に指定書を送付します。

(5) 指定医療機関制度について

① 指定医療機関制度について

- 指定医療機関の指定要件及び指定取消要件。（法第49条の2、第51条）
 - ・ 指定要件：保険医療機関であること、指定の取消から5年を経過していないこと、取消処分前に指定辞退がなされて5年を経過していないこと 等
 - ・ 取消要件：保険医療機関でなくなったとき、診療報酬の請求に関し不正があったとき 等
- 指定助産機関及び指定施術機関の指定要件及び指定取消要件。
 - ・ 指定要件：申請者が、指定の取消から5年を経過していないこと、取消処分前に指定辞退がなされて5年を経過していないこと 等
 - ・ 取消要件：開設者が禁固以上の刑に処せられたとき 等
- 指定医療機関の指定の有効期間は6年間（更新制）。（法第49条の3）
 - ・ 更新制の対象は病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等（介護機関、助産師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師は対象外）
 - ・ 負担軽減の観点から、一部の診療所等について更新申請は不要。（概ね開設者である医師及び薬剤師が診療や調剤を行っている場合やその配偶者等のみで診療や調剤を行っている場合。）
- 指定医療機関又は保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応。
 - ・ 保険医療機関の指定取消 → 指定医療機関の指定取消が可能。（法第51条）
 - ・ 指定医療機関の指定取消 → 都道府県知事は、保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働大臣（地方厚生局長）に通知しなければならない。（法第83条の2）
- 過去の不正にも対処できるよう、健康保険の取扱いを参考に、現在対象となっていない指定医療機関の管理者であった者についても報告徴収や検査等の対象とする。（法第54条） 等

② 指定医療機関への指導体制の強化について

- 国（地方厚生局）による指導等も実施。（法第50条、第84条の4）
- 各地方厚生局に指定医療機関に対する指導等を行う専門の職員を配置。（運用）

2 指定医療機関の義務

生活保護法による指定を受けた医療機関は、次の事項を守ってください。

(1) 医療担当について

- ① 福祉事務所長から委託を受けた患者について懇切丁寧にその医療を担当すること。（法第50条）
- ② 指定医療機関医療担当規程の規程に従うこと。
- ③ 指定医療機関の診療方針は、国民健康保険の例により、医療を担当すること。（法第52条第1項）

(2) 診療報酬について

- ① 患者について行った医療に対する報酬は、国民健康保険の診療報酬に基づき、（社会保険診療報酬支払基金に）請求すること。（法第52条第1項）
- ② 診療内容及び診療報酬の請求について知事（中核市の場合は市長。この項、以下同じ）の審査を受けること。（法第53条第1項）
- ③ 知事の行う診療報酬額の決定に従うこと。（法第53条第2項）

(3) 指導等について

- ① 患者の医療について知事の行う指導に従うこと。（法第50条第2項）
- ② 診療内容及び診療報酬請求の適否に関する知事の報告命令に従うこと。（法第54条第1項）
- ③ 知事が当該職員に行わせる立入検査を受けること。（法第54条第1項）

(4) 届出について

指定医療機関は、届出事項に変更が生じた場合は、届出をすみやかに行わなければなりません。（届出事項については以下を参照してください。）

届出は、正副2通を指定医療機関等の所在地を管轄する福祉事務所に提出することとなっています。（届書は福祉事務所に備え付けています。また県庁ホームページにも掲載しています。）

また、改正法施行（平成26年7月1日）に伴い、6年間の更新制度が導入されましたので、保険医療機関の更新申請と同様に生活保護の指定更新申請も行ってください。（更新申請の不要な一部診療所、介護機関、助産師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師を除く。）

指定後の届出事項

以下のような場合には必ず届け出て下さい。

届出を要する事項	届出の種類	届出先
① 医療機関の名称を変更したとき ② 医療機関の所在地表示が、町村合併又は地番整理などにより変更したとき ③ 開設者の改名であり、開設主体の実質の変更を伴わないもの ※指定申請書に記載した事項の変更が生じたときは届出が必要です。	変更届	指定を受け る場合と 同じです
① 医療機関を休止しようとするとき	休止届	
① 休止された指定医療機関を再開したとき	再開届	
① 病院、診療所等の所在地を移転したとき ② 医療機関の開設者が死亡又は失踪の宣告を受けたとき ③ 病院、診療所等の開設者を変更したとき ④ ④医療機関を廃止したとき ※①、③の場合は、同時に新規申請が必要となります。 訪問看護ステーションの場合は、所在地の移転であっても介護保険法による手続が変更届で扱われるため、生活保護法による手続も変更届を提出してください。	廃止届	
① 生活保護法による指定を辞退しようとするとき （この場合30日以上予告期間が必要です）	辞退届	

3 医療扶助について

(1) 医療扶助の内容

医療給付の範囲

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑥ 移送

(法第15条)

診療方針および診療報酬

指定医療機関の診療方針および診療報酬は、国民健康保険の例によるとされています。

(法第52条第1項)

また、国民健康保険の診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることを相当としないときの診療方針及び診療報酬は厚生労働大臣が別に定めるところによるとされています。

(法第52条第2項)

国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの(厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第7号に規定する療養につき別に定めるところによる場合を除く。)は指定医療機関及び医療保護施設には適用しません。

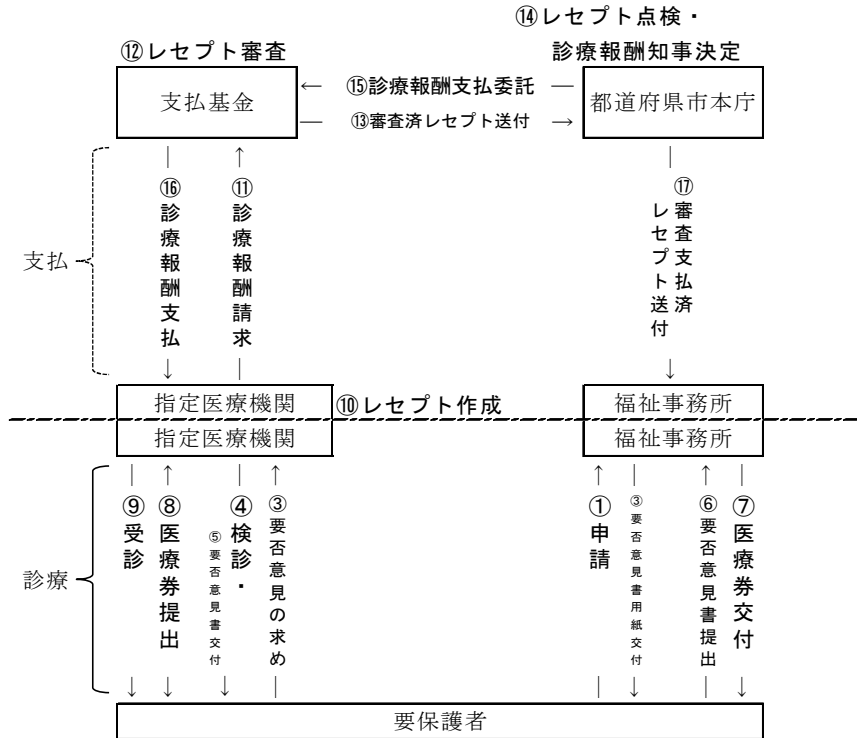
(「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」2)

(注意) 先進医療は国民健康保険の評価療養に該当します。「先進医療に係る費用」は全額患者の自己負担ですが、生活保護受給者の場合は、「先進医療に係る費用」以外の通常の治療と共通する部分(診察・検査・投薬・入院料等)の費用に医療扶助は適用されず自己負担となります。生命の維持のため、他に代替できる治療法がなく先進医療等が必要な場合は、事前に厚生労働大臣による特別基準の設定が必要になりますので、福祉事務所に相談してください。

(2) 医療扶助の申請から決定まで

事務の取扱図

医療扶助事務手続の流れ



〈診療〉

- ① 要保護者が、福祉事務所に医療扶助の申請を行う。
- ② 福祉事務所が、要保護者に対し、要否意見書用紙を交付する。
- ③ 要保護者が、指定医療機関等に対し、要否意見を求める。
- ④ 指定医療機関等が、要保護者の検診を実施する。
- ⑤ 指定医療機関が、要保護者に対し、要否意見書を交付する。
- ⑥ 要保護者が、福祉事務所に対し、要否意見書を提出する。
- ⑦ 福祉事務所が、要保護者に対し、医療券を交付する。
- ⑧ 要保護者は、医療券を提出して、⑨受診する。

〈支払〉

- ⑩ 指定医療機関は、レセプトを作成し、⑪支払基金に対し、診療報酬を請求する。
- ⑫ 支払基金は、レセプトを審査し、⑬都道府県市本庁あて審査済レセプトを送付する。
- ⑭ 都道府県市本庁は、レセプト点検及び診療報酬の知事決定を行う。
- ⑮ 都道府県市本庁は、支払基金に対し、診療報酬の支払を委託する。
- ⑯ 支払基金は、指定医療機関に診療報酬を支払う。
- ⑰ 都道府県市本庁は、福祉事務所あて審査支払済レセプトを送付する。

① 医療扶助の申請

医療扶助を受けたい患者は、まず福祉事務所長に対して保護の申請を行う必要があります。

しかし、急迫した状況にある場合は、例外として、保護の申請がなくても職権により保護が行われることがあります。

医療扶助の申請は、保護を受けていない場合は保護申請書を、すでに医療扶助以外の扶助を受けている場合は保護変更申請書を提出して行います。

② 医療の要否の確認

- ア 医療扶助の申請を受けた福祉事務所長は、医療扶助を行う必要があるか否かを判断する資料とするために、
- ・医療要否意見書
 - ・精神疾患入院要否意見書
 - ・保護変更申請書（傷病届）
 - ・訪問看護要否意見書
- 等の各要否意見書を申請者に発行し、指定医療機関の意見を徴してその内容を検討して医療の要否を確認します。
- イ 既に他の扶助を受給している場合であって、明らかに入院医療の必要が認められ、かつ活用すべき他法他施策がないと判断された場合には、医療要否意見書等を発行せず、保護変更申請書により医療券が発行されます。歯科の場合は原則としてこれにより医療券が発行されます。

③ 医療扶助の決定

- ア 福祉事務所長は提出された要否意見書等の内容を検討し、他法他施策（たとえば「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等）の適用等について確認したうえ、医療扶助の決定を行い医療券を発行します。この際には、当該世帯の収入と最低生活費（医療費を含む）を対比して保護の要否を判定し医療扶助の決定を行います。これを図示すると以下のとおりです。

	← 基準生活費 →	← 所要医療費 →
例 1	収入認定額 生活扶助額	医療扶助額
例 2	収入認定額	医療扶助額
例 3	収入認定額	医療扶助額 本人支払額
例 4	収入認定額	

注)

- 例 1 生活扶助と医療扶助の併給世帯となります。（本人から医療費を徴収することはありません。）
- 例 2 本人支払額のない医療扶助単給世帯となります。（本人から医療費を徴収することはありません。）
- 例 3 本人支払額がある医療扶助単給世帯となります。（医療券の本人支払額欄に記載した金額を上限として本人から徴収してください。）
- 例 4 医療扶助の対象となりません。
- ※ 本人支払額がないときは、「本人支払額」欄は斜線等で抹消しています。もし空欄のままで何も記入されていない場合は、福祉事務所にご連絡ください。

- イ 医療扶助を行う場合、医療扶助の始期（医療扶助を適用すべき期日）は原則として保護申請又は保護変更申請書（傷病届）が提出された日以降で、医療扶助を適用する必要があると認められた日となります。

④ 保護申請中の場合の取扱い

生活保護の申請を行っている者が併せて医療扶助の申請も行っている場合の医療費は、保護の決定がなされるまでは本人が支払うこととなります。保護開始の決定がなされれば福祉事務所が発行する医療券により診療報酬を請求していただくことになり、この場合、すでに本人から徴収した金額があればそれを本人に返還していただくこととなります。

保護が適用されない決定がなされた場合、福祉事務所が医療券を発行することはないので本人に直接請求していただくこととなります。

⑤ 外来初診時の取扱い

既に保護を受給している者が、診療依頼書や医療券を持たずに初めて外来で受診する場合は、当該患者（被保護

者)の居住地を管轄する福祉事務所(又は町村役場)にご連絡いただき、保護受給中であることを確認のうえ診察をしてくださるようお願いします。

⑥ 入院・転院の取扱い

被保護者が救急搬送された場合など、被保護者自身で福祉事務所へ入院の連絡ができない場合があります。その際は医療機関から福祉事務所へ入院の連絡をしてくださるようお願いします。また、入院の連絡をいただく際には、被保護者の病状等も併せて連絡してくださるようお願いします。

また、他の医療機関に転院が必要な場合には、緊急時を除き、原則、事前に福祉事務所へ転院の相談をしてください。福祉事務所で転院の必要性等を判断した上で転院を決定します。

⑦ 自己負担額について

医療扶助では、前述の「本人支払額」欄に金額が記入されている場合を除き、患者である被保護者が自己負担をすることはありません。

また、原則としてレセプトで請求できないものについては、生活保護(医療扶助)での対応(負担)はできませんので、保険給付の範囲内での診療をしてくださるようお願いします。

(3) 医療券の発行

医療扶助が決定された場合は、その必要とする医療の種類によりたとえば医療における入院、入院外、歯科、調剤というようにその必要とする医療券やその他の給付券が発行されます。

医療券は暦月を単位として発行され、有効期間が記入されていますので、これを確認のうえ診療を行ってください。

(4) 医療扶助の継続

継続して医療扶助が必要な場合は、下記により医療券が発行されます。

	医療扶助適用当初	引続き医療扶助を継続する場合
・既に他の保護(生活扶助など)を受けている入院外患者	当初6ヵ月間医療要否意見書の提出を求めないで医療券を発行します。 (但し、必要があるときは、医療要否意見書を求めることがあります。)	6ヵ月を超えて引続き医療を必要とするとき、第7月分の医療券を発行する前に医療要否意見書の提出を求めます。 (以降6ヵ月ごとに医療要否意見書の提出を求め、要否を検討します。)
・入院患者 ・医療扶助のみを受けている入院外患者	医療要否意見書により医療の必要性を検討したうえ、医療券を発行します。	3ヵ月(又は福祉事務所長の判断により6ヵ月)の期間ごとに医療要否意見書の提出を求め、要否を検討したうえ、医療券を発行します。

(5) 医療要否意見書の記載要領

医療要否意見書は医療の要否を判定するとともに、被保護世帯に対する指導援助を行ううえでもきわめて重要な資料となることをご理解いただき、下記事項について格別のご配慮をお願いいたします。

① 「傷病名又は部位」欄の記載

診療が必要となる傷病名、部位を記載してください。診断が確定されていない場合は、いわゆる疑い病名でも結構です。傷病名については、代表的な病名を記載していただければ、細かい関連する病名の記載は不要です。代表的な病名が複数ある場合は複数に記載してください。

② 「初診年月日」欄の記載

福祉事務所から電話又は書面により記載を依頼されたときのみ記載していただければ結構です。

③ 「転帰」欄の記載

継続の場合であって、今後医療の必要性がなくなる場合のみ記載していただければ結構です。

④ 「主要症状及び今後の診療見込」欄の記載

今後の診療見込に関連する臨床諸検査結果や医学的所見を具体的に記載してください。臨床諸検査結果の記載に代えて検査結果を添付されても結構です。患者の主訴のみの記載や空欄のままは避けてください。

⑤「診療見込期間」欄の記載

保護の要否判定、指導援助方法の決定のほか、保護の程度の決定を行う（特に入院の場合）うえで重要ですので必ずご記入ください。ご記入の際には入院、入院外の区別を明確にお願いします。

また、見込期間の記入は1月未満の場合は見込日数を、1月以上の場合には見込月数をご記入くださるようお願いいたします。

⑥「概算医療費」欄の記載

福祉事務所から電話又は書面により記載を依頼されたときのみ記載していただければ結構です。

⑦「福祉事務所への連絡事項」欄の記載

特に、福祉事務所へ連絡する必要があるときのみ記載していただければ結構です。

⑧「日付」欄の記載

医療の要否を判断した日（医療要否意見書を記載した日）を記載してください。

（6）要否判定基準

①一般入院要否判定基準

入院医療は、居宅では真に医療の目的を達し難いと認められた場合に限り認められます。

入院が認められる場合を例示すると次のとおりであり、従って、たとえば通院が不便であるとか、居宅療養も不可能ではないが、入院の方がより一層よいとか、あるいは重症であっても往診又は訪問看護による居宅医療で治療の目的を達し得る場合等には当然居宅医療によるべきであるということになります。

ア ある種の手術後、身体の動揺を避けなければならない必要がある場合

イ 朝夕数回にわたる専門技術的処置または手術を必要とする場合

ウ 症状が相当重く、しばしば病状を診察して経過を観察する必要がある場合

エ 特に厳密な食餌療法その他病院固定の設備をしばしば利用する特殊な療法を施す場合

オ 症状により特に居宅療法ではその効果をもたらすことが困難な場合

②訪問看護要否判定基準

訪問看護は、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は診療の補助を必要とする場合に限り認められます。

なお、要介護者又は要支援者に対する訪問看護は、介護保険又は介護扶助による給付が優先されるため、医療扶助による給付は、急性増悪時の訪問看護及び末期ガン・難病等に対する訪問看護及び精神疾患を有する患者（認知症が主傷病である者を除く）に対する精神科訪問看護に限られます。

（7）訪問看護の取扱い

- ① 訪問看護ステーションについても、生活保護法上指定医療機関として一般の医療機関と同様に指定を受けることが必要です。
- ② 福祉事務所長に対し訪問看護の申請があったときは、訪問看護要否意見書を発行し、指定医療機関により所要事項の記載を受けた後、給付の要否を検討します。
- ③ 上記②の検討の結果、給付が必要と判断されれば医療券を発行します。基本利用料については、医療券により社会保険診療報酬支払基金に請求することとなります。基本利用料以外の利用料については、必要最小限度の実費を訪問看護に係る利用料請求により福祉事務所あてに請求していただくこととなります。

（8）診療報酬の請求手続き

- ① 法による診療報酬の請求手続を社会保険による場合と比較すると、以下のとおりです。

	社会保険	生活保護
診療報酬明細書	医療機関の手持ちの「診療報酬明細書」を使用	同左
診療方針診療報酬	健康保険及び各保険による	国民健康保険の例による ただし、 後保 と記載されているものは、後期高齢者医療の例による
請求先	社会保険診療報酬支払基金 大支部	同左

注「医療券」は、生活保護を受けている人が医療機関の窓口へ持参するか、又は福祉事務所から送付します。

① 診療報酬明細書等の記載について

診療報酬明細書等の記載については、健康保険の例によりますが、下記の点に留意してください。

- ア 医療券の有効期間の延長が必要と認めるときは、福祉事務所へ連絡のうえ補正を受けてください。
- イ 送付された医療券の当月分に診療がない場合には、すみやかに福祉事務所へ返還してください。
- ウ 医療券の「本人支払額」欄は、福祉事務所での医療券を発行する際に記入しますから、これらの欄に本人支払額の記載がある場合には、記載された金額を上限として直接患者から徴収してください。
- エ 歯科診療について、補てつ材料に金合金（金位14カラット以上）を使用することは、認められません。
- オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる精神通院医療の「意見書料」等の請求方法については、被保護者の場合、3,000円以内が医療扶助の対象となります。
- カ 公費負担者番号及び受給者番号は、医療券に記載されたとおり転記してください。医療券が届かない場合は、福祉事務所に請求してください。

② 診療報酬請求権の消滅時効について

診療報酬請求権の消滅時効については民法第166条第1項の規定が適用され、診療月の翌月1日から起算して5年となります。（令和2年3月末までに行われた診療に係るものは、旧民法第170条の規定により3年）

（9）調剤の給付

指定医療機関の処方せんにより薬局で薬剤を受け取る場合は、福祉事務所が調剤券を発行し調剤の給付を行うこととなります。この場合、調剤券は生活保護法による指定薬局に対して発行することとなっています。調剤報酬は調剤券により社会保険診療報酬支払基金に請求することとなります。

①後発医薬品の使用促進について

生活保護法第34条第3項の規定により、医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができるものと認められたものについては、原則として後発医薬品を使用することとされています。

（10）治療材料の取扱い

治療材料の給付については、次に掲げる材料の範囲内において治療材料給付要否意見書により給付の要否を判断し、必要最小限度のものを、原則として現物で給付しますが、事前に必ず福祉事務所までご連絡いただくようお願いします。

なお、給付要否意見書の意見書欄に、指定医療機関の意見を記入していただくこととなっております。

- ① 国民健康保険の療養費の支給対象となる治療用装具及び輸血に使用する生血はその例により支給します
- ② 義肢、歩行補助つえ、装具、眼鏡、収尿器、ストーマ装具、尿中糖半定量検査用試験紙、吸引器及びネブライザーについては、必要最小限度のものを現物給付します。
- ③ 以上のほか、治療の一環として必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合に限って県知事（中核市は市長）の承認を得たうえで現物給付します。
- ④ 治療材料の費用は、原則として国民健康保険の療養費の例によることとなっておりますが、義肢、歩行補助つえ、装具及び眼鏡の費用は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する額の算定等に関する基準の別表に定める額の100分の106に相当する額以内とされ、この基準を超えるものは県知事（中核市は市長）の承認を得たうえで、必要最小限度の実費を認定することとなっております。
- ⑤ ④以外の治療材料の費用は最低限度の実費とされています。

（11）施術の取扱い

施術の範囲は、あんま・マッサージ、柔道整復及びはり・きゅうであり、その給付は次により取扱われます。

施術の給付につき申請を受けた福祉事務所長は、給付要否意見書に指定医療機関及び指定施術機関により所要事項の記入を受けた後、その必要性の有無を決定します。

	はり・きゅう	あんま・マッサージ	柔道整復
医師の同意	必要	必要	必要 但し、打撲又は捻挫の手当、脱臼又は骨折の応急手当については、医師の同意は不要。
同一疾病における医療との重複	不可	可	可
承認期間	継続は第7月以降6ヵ月を経過するごとに可否を検討する。	継続は第7月以降6ヵ月を経過するごとに可否を検討する。	継続は第4月以降3ヵ月を経過するごとに可否を検討する。

(12) 移送の取扱い

① 移送費は、アからクに掲げる場合に給付を行います。受診する医療機関は、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限ります。ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的医療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められます。

ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合

イ 被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合

ウ 検診命令により検診を受ける際に交通費が必要となる場合

エ 医師の往診等に係る交通費又は燃料費が必要となる場合

オ 負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に搬送される場合

カ 離島等で疾病にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が発生した場所の付近の医療機関では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送を行う場合

キ 移動困難な患者であって、患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院する場合

ク 医療の給付対象として認められている移植手術を行うために、臓器等の摘出を行う医師等の派遣及び摘出臓器等の搬送に交通費又は搬送代が必要な場合（ただし、国内搬送に限る。）

② 被保護者から移送の給付の申請があった場合、給付可否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する囑託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を決定します。

(13) 医療扶助と他法、他施策の関係

医療扶助に関係があるほかの法律や施策は、社会保険、公衆衛生、社会福祉の各領域にわたって、それぞれ制度の対象、給付範囲、給付割合等が違い、また、予算の有無によって給付制限がある等複雑な面があります。

前に述べましたように医療扶助は、これら他法、他施策を活用した後に最終的に給付されます。この活用されるべき他法、他施策は、下記のとおりです。他法、他施策に該当する診療・調剤を行う場合には、被保護者に他法他施策の活用の有無の確認と未活用の場合の申請助言や福祉事務所への情報提供をお願いします。

① 社会保険関係

健康保険法、各種共済組合法、国民健康保険法、船員保険法、労働者災害補償保険法等。

注) 国民健康保険及び後期高齢者医療は、被保護者世帯となると同時にその資格を喪失するので、医療扶助と国民健康保険及び後期高齢者医療の給付を併せて受けることはありません。なお、社会保険等の場合、医療券は併用券を発行します。

② 公衆衛生関係

母体保護法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、難病の患者に対する医療等に関する法律、母子保健法等。

③ 社会福祉関係

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による育成医療、更生医療、精神通院医療の給付、児童福祉法による小児慢性特定疾病、戦傷病者特別援護法による療養給付・更生医療。

(14) 消費税の取扱い

- ① 医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付にかかる医療は、非課税です。
- ② 医療扶助のうち検診命令にかかる文書料については、上記①にかかわらず、課税です。ただし、検診料については、法による診療方針及び診療報酬の例によることとされているので、非課税です。
また、文書料については、各福祉事務所が発行した検診命令書に基づくものであれば、原則医療機関が各福祉事務所あてに請求書を提出し、その後各福祉事務所から直接医療機関に支払われることとなります。
なお、文書料の支給限度額は内容によって以下のとおり定められています。（全て税込みの金額）
 - ・障害認定にかかるもの…6,090円以内
 - ・上記以外…4,720円以内
 - ・難病認定にかかるもの…5,000円以内診断書（臨床調査個人票）の添付書類における複写フィルムやCD-R等に係る費用…各1,000円以内
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する精神通院医療にかかる公費負担申請の意見書料等については、①により非課税です。

4 福祉事務所への協力について

(1) 医療要否意見書について

医療扶助運営要領に基づき、福祉事務所では前述の医療要否意見等により医療の要否を決定するようにしておりますので、福祉事務所が要否意見書等を送付したときは所要事項を記載のうえ、すみやかに提出していただくようお願いいたします。

(2) 連絡票について

毎月の医療券とともに、前月の受診患者の一覧表（連絡票）を送付するようにしていますので、受診状況の変動をご記入のうえ福祉事務所に提出してください。

(3) 病状調査について

福祉事務所職員は被保護者である患者に対し生活指導や就労指導を行っておりますが、これらの指導を行うに際して指定医療機関を訪問し、指導に関するご意見をうかがうことがありますので、その場合には適切なご意見、ご助言をいただきますようご協力をお願いします。

(4) 被保護者の個人情報について

被保護者の個人情報の保護については、関係職員の方々への周知、徹底方、ご配慮をよろしくお願いします。

(5) 福祉事務所が発行した医療券について

福祉事務所が発行した医療券に以下のような誤りがあるときは、お手数ですが福祉事務所までご連絡をくださるようお願いいたします。

- ① 単給、併給の記載もれ
- ② 有効期間の記載もれ又は誤り
- ③ 患者氏名の記載もれ又は誤り
- ④ 福祉事務所長印（公印）の押印がないとき

(6) 入院・転院時の連絡について

被保護者が救急搬送された場合など、被保護者自身で福祉事務所へ入院の連絡ができない場合があります。その際は医療機関から福祉事務所へ入院の連絡をしてくださるようお願いいたします。また、入院の連絡をいただく際には、被保護者の病状等も併せて連絡してくださるようお願いいたします。

なお、他の医療機関に転院が必要な場合には、緊急時を除き、原則、事前に福祉事務所へ転院の相談をしてください。福祉事務所へ転院の必要性等を判断した上で転院を決定します。

5 指導及び検査

(1) 指定医療機関に対する指導

①目的

指定医療機関に対する指導は、被保護者の援助の充実と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とします。

②対象

指導は、すべての指定医療機関とします。

③内容及び方法

指導の形態は、一般指導と個別指導の2種類です。

ア 一般指導

一般指導は、法ならびにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により行います。

イ 個別指導

(ア) 個別指導は、被保護者の援助が効果的に行われるよう福祉事務所と指定医療機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談方式で行います。

なお、個別指導を行ったうえで、特に必要があると認められるときは、被保護者からその受療状況等を聴取することがあります。

(イ) 個別指導は、原則として実地に行うものとします。ただし、必要に応じ、指定医療機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行うこともあります。

(2) 指定医療機関に対する検査

①目的

指定医療機関に対する検査は、被保護者にかかる診療内容及び診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底せしめ、もって医療扶助の適正な実施を図ることを目的とします。(保険医療機関に対する監査に相当します。)

②対象

個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる指定医療機関及び個別指導を受けることを拒否する指定医療機関を対象に実施します。ただし、上記以外の指定医療機関であって、診療内容又は診療報酬の請求に不正又は不当があると疑うに足りる理由があつて直ちに検査を行う必要があると認められる場合は、この限りではありません。

③内容及び方法

検査は、被保護者にかかる診療内容及び診療報酬請求の適否について、診療報酬明細書等、診療録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行うものとします。

なお、必要に応じ患者についての調査を合わせて行うこともあります。

Ⅲ 關係法令条文

1 生活保護法（抄）

（昭和25年5月4日 法律第144号）

（種類）

第11条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

（医療扶助）

第15条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

（介護扶助）

第15条の2 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者をいう。第3項において同じ。）に対して、第1号から第4号まで及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第6項において同じ。）に対して、第5号から第9号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第8号及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- 二 福祉用具
- 三 住宅改修
- 四 施設介護
- 五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
- 六 介護予防福祉用具
- 七 介護予防住宅改修
- 八 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）
- 九 移送

2 前項第1号に規定する居宅介護とは、介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第12項に規定する福祉用具貸与、同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第23項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

3 第1項第1号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適

切な利用等を行うことができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

- 4 第1項第4号に規定する施設介護とは、介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第27項に規定する介護福祉施設サービス、同条第28項に規定する介護保健施設サービス及び同条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。
- 5 第1項第5号に規定する介護予防とは、介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第3項に規定する介護予防訪問看護、同条第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第10項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。
- 6 第1項第5号及び第8号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であって、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第8条の2第16項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。
- 7 第1項第8号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第115の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業、同号ロに規定する第1号通所事業及び同号ハに規定する第1号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

（出産扶助）

第16条 出産扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 分べんの介助
- 二 分べん前及び分べん後の処置
- 三 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

（報告、調査及び検診）

第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

- 2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であった者に対して、報告を求めることができる。
- 3 第1項の規定によって立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

（医療扶助の方法）

第34条 医療扶助は、現物給付によって行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によって行うことができる。

- 2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第49条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。
- 3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第14条の4第1項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、

効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)を使用することができるものと認められたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

- 4 第2項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第55条第1項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。
- 5 急迫した事情がある場合においては、被保護者は、第2項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。
- 6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

（出産扶助の方法）

- 第35条 出産扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。
- 2 前項ただし書に規定する現物給付のうち、助産の給付は、第55条第1項の規定により指定を受けた助産師に委託して行うものとする。
 - 3 第34条第5項及び第6項の規定は、出産扶助について準用する。

（医療機関の指定）

第49条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

（指定の申請及び基準）

- 第49条の2 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。
- 2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。
 - 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
 - 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四 申請者が、第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 五 申請者が、第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 六 申請者が、第54条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 七 第5号に規定する期間内に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 八 申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。
 - 3 厚生労働大臣は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。
 - 一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第50条第2項の規定による指導を受けたものであるとき。
 - 二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。

- 4 前3項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第1項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第3項において同じ。）」と、第2項第1号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）

第49条の3 第49条の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前条及び健康保険法第68条第2項の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定医療機関の義務）

第50条 第49条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

- 2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

（変更の届出等）

第50条の2 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を第49条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（指定の辞退及び取消し）

第51条 指定医療機関は、30日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

- 2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 一 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 指定医療機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 指定医療機関が、第50条又は次条の規定に違反したとき。
 - 四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。
 - 五 指定医療機関が、第54条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第54条第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 七 指定医療機関が、不正の手段により第49条の指定を受けたとき。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

（診療方針及び診療報酬）

第52条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

（医療費の審査及び支払）

第53条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定め

るものの意見を聴かなければならない。

- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 第1項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

第54条 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であった者(以下この項において「開設者であった者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であった者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(助産機関及び施術機関の指定等)

第55条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

- 2 第49条の2第1項、第2項(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)及び第3項の規定は、前項の指定について、第50条、第50条の2、第51条(第2項第4号、第6号ただし書及び第10号を除く。)及び第54条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第4号中「者(当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)」とあるのは「者」と、同条第3項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第50条第1項中「医療機関(以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師(以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、同条第2項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第50条の2中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第2項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第1号から第3号まで及び第5号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第6号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第7号から第9号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第54条第1項中「都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であった者(以下この項において「開設者であった者等」という。))」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であった者等を含む。))」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであった者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(告示)

第55条の3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

- 一 第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をしたとき。
- 二 第50条の2(第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。
- 三 第51条第1項(第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定の辞退があつたとき。
- 四 第51条第2項(第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定を取り消したとき。

(大都市等の特例)

第84条の2 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)にお

いては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。
この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2 第66条第1項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

2 生活保護法施行令（抄）

（昭和25年5月20日 政令第148号）

（政令で定める機関）

第4条 法第49条に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- 二 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

（法第49条の2第2項第3号に規定する政令で定める法律）

第4条の2 法第49条の2第2項第3号（同条第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。）、法第49条の3第4項、第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- 二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）
- 三 栄養士法（昭和22年法律第245号）
- 四 医師法（昭和23年法律第201号）
- 五 歯科医師法（昭和23年法律第202号）
- 六 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）
- 七 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）
- 八 医療法（昭和23年法律第205号）
- 九 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- 十一 社会福祉法
- 十二 薬事法（昭和35年法律第145号）
- 十三 薬剤師法（昭和35年法律第146号）
- 十四 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- 十五 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）
- 十六 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）
- 十七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
- 十八 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）
- 十九 介護保険法
- 二十 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）
- 二十一 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）
- 二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- 二十三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- 二十四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- 二十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- 二十六 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- 二十七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）
- 二十八 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）
- 二十九 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）
- 三十 公認心理師法（平成27年法律第68号）
- 三十一 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）
- 三十二 臨床研究法（平成29年法律第16号）

（法第51条第2項第8号に規定する政令で定める法律）

第4条の3 法第51条第2項第8号（法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する場合を含む。）

- 三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
- 四 栄養士法
- 五 医師法
- 六 歯科医師法
- 七 保健師助産師看護師法
- 八 歯科衛生士法
- 九 医療法
- 十 身体障害者福祉法
- 十一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 十二 社会福祉法
- 十三 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
- 十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- 十五 薬剤師法
- 十六 老人福祉法
- 十七 理学療法士及び作業療法士法
- 十八 柔道整復師法
- 十九 社会福祉士及び介護福祉士法
- 二十 義肢装具士法
- 二十一 介護保険法
- 二十二 精神保健福祉士法
- 二十三 言語聴覚士法
- 二十四 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）
- 二十五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 二十六 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 二十七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- 二十八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- 二十九 子ども・子育て支援法
- 三十 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
- 三十一 国家戦略特別区域法（第12条の5第7項の規定に限る。）
- 三十二 難病の患者に対する医療等に関する法律
- 三十三 公認心理師法
- 三十四 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律
- 三十五 臨床研究法

（指定医療機関の指定の更新に関する読替え）

第4条の4 法第49条の3第4項の規定により、健康保険法第68条第2項の規定を準用する場合には、同項中「保険医療機関（第65条第2項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局」とあるのは「生活保護法第50条第1項に規定する指定医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第49条の3第1項」と、「同条第1項」とあるのは「同法第49条の2第1項」と読み替えるものとする。

（医療に関する審査機関）

第5条 法第53条第3項（法第55条の2において準用する場合を含む。）に規定する医療に関する審査機関で政令で定めるものは、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める特別審査委員会とする。

（出産扶助等に関する読替え）

第7条 法第55条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第49条の2第1項	病院若しくは診療所又は薬局の開設者	助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師
第49条の2第2項第8号	医療	助産又は施術
第49条の2第3項	病院若しくは診療所又は薬局の開設者	助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師
第49条の2第3項第1号	医療	助産又は施術
第49条の2第3項第2号	医療扶助	出産扶助又は医療扶助
	医療を	助産又は施術を
第50条	の医療	の助産又は施術
第51条第2項第1号	第49条の2第2項第1号か	第49条の2第2項第2号又は第3号

	ら第3号まで又は第9号	
第51条第2項第5号	診療録	助産録
第51条第2項第9号	医療に	助産又は施術に
第54条第1項	医療扶助	出産扶助又は医療扶助
	診療録	助産録

3 生活保護法施行規則（抄）

（昭和25年5月20日 厚生省令第21号）

（後発医薬品）

第4条の2 法第34条第3項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の医薬品とする。

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の4第1項第2号に掲げる医薬品
- 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の4第1項各号に掲げる医薬品に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であってその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品

（指定医療機関の指定の申請）

第10条 法第49条の2第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地
 - 二 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所
 - 三 病院又は診療所にあつては保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）である旨、薬局にあつては保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）である旨
 - 四 法第49条の2第2項第2号から第9号まで（法第49条の2第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。）、第49条の3第4項、第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下「誓約書」という。）
 - 五 その他必要な事項
- 2 法第49条の2第4項において準用する同条第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第4条各号に掲げるものを含む。第1号及び次項を除き、以下この条において同じ。）又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）又は当該指定に係る居宅サービス事業（以下「指定居宅サービス事業」という。）若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業（以下「指定介護予防サービス事業」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地。第4項及び第11条において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その名称及び所在地
 - 二 指定訪問看護事業者等にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地
 - 三 病院若しくは診療所又は薬局の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
 - 四 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所
 - 五 病院又は診療所にあつては保険医療機関である旨、薬局にあつては保険薬局である旨、指定訪問看護事業者等にあつては指定訪問看護事業者等である旨
 - 六 誓約書
 - 七 その他必要な事項
- 3 法第49条の3第1項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする国の開設した病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。
- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
 - 二 誓約書

4 法第49条の3第1項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者（前項に規定するものを除く。）は、第2項各号（第6号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
- 二 誓約書

（法第49条の2第2項第4号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの）

第10条の2 法第49条の2第2項第4号（同条第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。）、第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣又は都道府県知事が法第54条第1項（第54条の2第4項において準用する場合を含む。）その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となった事実その他の当該事実に関して当該病院若しくは診療所又は薬局の開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

（聴聞決定予定日の通知）

第10条の3 法第49条の2第2項第6号（同条第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。）、第49条の3第4項、第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、法第54条第1項（法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知するものとする。

（法第49条の2第4項において読み替えて準用する同条第2項第1号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設）

第10条の4 法第49条の2第4項において読み替えて準用する同条第2項第1号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーション等とする。

（厚生労働省令で定める指定医療機関）

第10条の5 法第49条の3第4項で準用する健康保険法第68条第2項の厚生労働省令で定める指定医療機関は、保険医（同法第64条に規定する保険医をいう。）である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師（同法第64条に規定する保険薬剤師をいう。）である薬剤師の開設する保険薬局であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

（指定助産機関及び指定施術機関の指定の申請等）

第10条の8 法第55条第2項において準用する第49条の2第1項の規定により指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けようとする助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下「施術者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該助産師又は施術者の住所地（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、当該助産所又は施術所の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、その氏名及び生年月日並びに助産所又は施術所の名称及び所在地）
- 二 誓約書
- 三 その他必要な事項

2 前項の申請書には、免許証の写しを添付しなければならない。

（保護の実施機関の意見聴取）

第11条 法第49条、第54条の2第1項若しくは第55条第1項又は第49条の3第1項の規定により都道府県知事が、指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関の指定又は指定医療機関の指定の更新をするに当たっては、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地（指定訪問看護事業者等にあつては第10条第2項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつては第10条の6第2項の申請に係る居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業者の所在地）の保護の実施機関の意見を聴くことができる。

（指定の告示）

第12条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3（同条第1号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、次

に掲げる事項とする。

- 一 指定年月日
- 二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院にあつてはその名称及び所在地
- 三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地
- 四 助産師又は施術者にあつてはその氏名及び住所(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつてはその氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地)

(標示)

第13条 指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは施術機関は、様式第3号の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(変更等の届出)

第14条 法第50条の2(法第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第49条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第10条第1項各号(第4号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所(生活保護法施行令第4条各号に掲げるものを含む。)又は薬局にあつては同条第2項各号(第6号を除く。)に掲げる事項とし、法第54条の2第1項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第10条の6第1項各号(第4号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第2項各号(第6号を除く。)に掲げる事項とし、法第55条第1項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第10条の8第1項第1号及び第3号に掲げる事項(次項において「届出事項」という。)とする。

2 法第50条の2の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

- 一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日
- 二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日

3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和23年法律第205号)第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第4項、第75条第1項若しくは第75条の2第1項、医師法(昭和23年法律第201号)第7条第1項、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条第1項、介護保険法第77条第1項、第78条の10第1項、第84条第1項、第92条第1項、第101条、第102条、第103条第3項、第104条第1項、第114条第1項、第114条の6第1項、第115条の9第1項、第115条の19第1項、第115条の29第1項若しくは第115条の35第6項、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第14条第1項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条第1項若しくは第11条第2項又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第8条第1項若しくは第22条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、10日以内に、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

(変更等の告示)

第14条の2 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3(第2号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

(指定の辞退)

第15条 法第51条第1項(法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

(辞退等に関する告示)

第16条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3(第3号及び第4号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

(診療報酬の請求及び支払)

第17条 都道府県知事が法第53条第1項(法第55条の2において準用する場合を含む。)の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関(医療保護施設を含む。この条において以下同じ。)は、療養の給

付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）の定めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

- 2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める特別審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

4 指定医療機関医療担当規程

昭和25年8月23日 厚生省告示第222号
最終改正 平成30年 厚生労働省告示第344号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条第1項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

指定医療機関医療担当規程

(指定医療機関の義務)

第1条 指定医療機関は、生活保護法（以下、「法」という。）に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者(以下「患者」という。)の医療を担当しなければならない。

(医療券及び初診券)

第2条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券(初診券を含む。以下同じ。)を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第3条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

(診療時間)

第4条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

(援助)

第5条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

(後発医薬品)

第6条 指定医療機関の医師又は歯科医師(以下「医師等」という。)は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品(法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。)の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書等の交付)

第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

(診療録)

第8条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によつて医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第11条 指定医療機関である健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「に関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第12条 指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

(準用)

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から第5条まで、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

5 生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

昭和34年5月6日 厚生省告示第125号
最終改正 平成28年 厚生労働省告示第156号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第52条第2項(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定により、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬を次のとおり定め、昭和34年1月1日から適用し、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬(昭和25年8月厚生省告示第212号)は、昭和33年12月31日限り廃止する。

生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

- 1 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行わない。
- 2 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第7号に規定する療養(次項において「長期入院選定療養」という。))につき別に定めるところによる場合を除く。第4項において同じ。)は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。
- 3 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険

法(昭和33年法律第192号)第42条第1項第1号に掲げる場合の例による。

- 4 前3項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法(昭和25年法律第144号)の基本原則及び原則に基づき、国民健康保険の診療方針及び診療報酬(保険外併用療養費の支給に係るものを除く。)と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。
- 5 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にあるもの(健康保険法(大正11年法律第70号)若しくは船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。)に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬(健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)及び同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあっては高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第79条第1項の規定による厚生労働大臣の定め)の例による。
- 6 指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第45条第3項(同法第52条第6項、第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。)の規定による別段の定め契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村(特別区を含む。)の区域に居住地(生活保護法第19条第1項第2号又は同条第2項に該当する場合にあっては現在地とし、同条第3項に該当する場合にあっては入所前の居住地又は現在地とする。)を有する被保護者について当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬は、当該定め例による。
- 7 指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第85条第2項及び第85条の2第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め(前項に該当する指定医療機関にあっては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め)若しくは同法第88条第4項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第74条第2項及び第75条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。
- 8 第6項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があつたときは、第6項の規定は、これを適用しない。

IV 関係団体（機関）名簿及び県内福祉事務所一覧

1 関係団体（機関）名簿

団体名	住所	電話番号
大分県福祉保健部保護・監査指導室	〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1	097-506-2619
社会保険診療報酬支払基金大分支部	〒870-0016 大分市新川町2丁目5-17	097-532-8226
大分県国民健康保険団体連合会	〒870-0022 大分市大手町2丁目3-12	097-534-8470

2 県内福祉事務所

団体名	住所	電話番号
東部保健所地域福祉室	〒879-1506 速見郡日出町仁王山3531-24	0977-72-2327
西部保健所地域福祉室	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1	0973-72-9522
大分市福祉事務所 (生活福祉課)	〒870-8504 大分市荷揚町2-31	097-534-6111
別府市福祉事務所 (ひと・暮らし支援課)	〒874-8511 別府市上野口町1-15	0977-21-1111
中津市福祉部福祉支援課	〒871-8501 中津市豊田町14-3	0979-22-1111
日田市福祉事務所 (社会福祉課)	〒877-8601 日田市田島2丁目6-1	0973-23-3111
佐伯市福祉事務所 (社会福祉課)	〒876-8585 佐伯市中村南町1-1	0972-22-3111
臼杵市福祉事務所 (福祉課)	〒875-8501 臼杵市大字臼杵72-1	0972-63-1111
津久見市福祉事務所	〒879-2435 津久見市宮本町20-15	0972-82-4111
竹田市福祉事務所 (社会福祉課)	〒878-8555 竹田市大字会々1650	0974-63-4811
豊後高田市社会福祉課	〒879-0692 豊後高田市是永町39番地3	0978-22-3100
杵築市福祉事務所	〒879-1307 杵築市山香町野原1010-2 (山香庁舎)	0977-75-2405
宇佐市福祉事務所 (福祉課)	〒879-0492 宇佐市大字上田1030-1	0978-32-1111
豊後大野市福祉事務所 (社会福祉課)	〒879-7198 豊後大野市三重町市場1200	0974-22-1001
由布市福祉事務所 (福祉課)	〒879-5498 由布市庄内町柿原302	097-582-1111
国東市福祉課	〒873-0502 国東市国東町鶴川149番地	0978-72-1111

V 各種様式

※所在地を所管する福祉事務所に提出してください。

「指定」か「指定更新」のどちらかにマル

※記載要領3を参照

生活保護法指定医療機関（指定・指定更新）申請書

名 称	(フリガナ) ○○クリニック		医療機関 コード	1	2	3	4	5	6	7
	○○クリニック ※記載要領2を参照									
所 在 地	〒****-**** 大分県○○市○○町○-○ (保険医療機関の所在地を記載) TEL(***) ***-****									
開設者の氏名、生年月日、住所 ※法人の場合は、「氏名(名称)欄」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載してください。	氏名(名称等)	(フリガナ) ○○ ○○ ○○ ○○								
	生年月日	昭和○○年○○月○○日 (法人の場合は記入不要)								
	住所(所在地)	〒****-**** (法人の場合は主たる事務所の所在地、個人の場合は自宅) 大分県○○市○○町○-○ TEL(***) ***-****								
管理者の氏名、生年月日、住所	氏名	(フリガナ) ○○ ○○ ○○ ○○				(生年月日) 昭和○○年○○月○○日				
	住所	〒****-**** 大分県○○市○○町○-○								
診 療 科 名	○○科、○○科、○○科 ※記載要領5を参照									
健康保険法による指定 (保険医療機関の指定)	<input checked="" type="checkbox"/> 指定申請中 (※記載要領6を参照)			有効期間	令和○○年○○月○○日から 令和○○年○○月○○日まで					
生活保護法第49条の3 第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無			更新の場合は、更新後の有効期間						
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)									

上記のとおり指定を申請します。

年 月 日

大分県知事 殿

〒 -

住所: _____

申請者 (開設者)

TEL() -

氏名: _____

※該当するのは、「個人開設」かつ「個人若しくは同居の家族で診療・調剤を行っている場合」のみ
※病院や法人開設、他人を雇っている場合は該当無し

※法人の場合は、「氏名」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、法人代表者印を押印してください。

※九州厚生局が6年ごとに有効期間を定めて指定する保険医療機関のことです。

※各医療機関の指定状況は、九州厚生局のホームページで確認できます。

※申請書の「開設者欄」、「申請者欄」と誓約書の「誓約者氏名・住所」は、必ず同じ記載になります。

注意事項

- 1 この書類は、所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関が指定された場合には、県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日までに、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

記載要領

- 1 標題の「指定・指定更新」の部分は、指定、指定更新のいずれかを○で囲んでください。
- 2 「名称」は医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。
- 3 「医療機関コード」は保険医療機関番号を記載してください。
- 4 開設者が法人の場合、「氏名（名称等）」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所（所在地）」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。（開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。）
- 5 「診療科名」は、標榜する診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。（薬局の場合、「診療科名」は記載の必要はありません。）
- 6 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。
※健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。
※訪問看護ステーションのうち、介護保険法の指定を受けることにより、健康保険法の指定を受けたとみなされるものについては、「健康保険法による指定」の「有効期間」には、介護保険法の指定の有効期間を記載してください。
- 7 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第 49 条の 3 第 1 項に基づき指定の更新を受けようとする場合に記載してください。
- 8 「生活保護法第 49 条の 3 第 4 項において規定する診療所又は薬局」とは、以下のいずれかに該当するものです。
 - ① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
 - ② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
- 9 申請者（開設者）の氏名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書

大分県知事 殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定に該当しないことを誓約します。

住 所 _____

氏名又は名称 _____

(誓約項目)

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定関係

1 第2項第2号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

2 第2項第3号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※ その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
- 3 栄養士法(昭和22年法律第245号)
- 4 医師法(昭和23年法律第201号)
- 5 歯科医師法(昭和23年法律第202号)
- 6 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
- 7 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
- 8 医療法(昭和23年法律第205号)
- 9 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- 11 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
- 13 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
- 14 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- 16 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- 18 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- 19 介護保険法(平成9年法律第123号)
- 20 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- 21 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
- 26 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
- 28 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)
- 30 公認心理師法(平成27年法律第68号)
- 31 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)

3 第 2 項第 4 号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であること（取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）。

4 第 2 項第 5 号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

5 第 2 項第 6 号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

6 第 2 項第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

7 第 2 項第 8 号関係

開設者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであること。

8 第 2 項第 9 号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当すること。

(記入上の注意)

①誓約書上部の「住所」と「氏名又は名称」の欄には、申請書の申請者と同じ内容を記載してください。

②誓約者（申請者）が法人の場合には、法人名称と代表者氏名を記載してください。

生活保護法指定

中国残留邦人等支援法指定

医療機関
介護機関
助産師
施術者

の指定について、以下のとおり

指定日を遡及して指定されるよう、お願いします。

指定希望日	年 月 日
指定を遡る理由	<p><input type="checkbox"/> 指定機関の開設者が変更になり、同日付で新旧指定機関を廃止、開設して患者や利用者が引き続き診療・サービス等を受けている。</p> <p><input type="checkbox"/> 指定機関が付近に移転し、同日付で新旧指定機関を廃止、開設して患者や利用者が引き続き診療・サービス等を受けている。</p> <p><input type="checkbox"/> 指定機関の開設者が組織変更をした場合（個人から法人への変更など）で、患者等が引き続き診療等を受けている。</p> <p><input type="checkbox"/> その他、指定日を遡及するやむを得ない事情がある場合。</p> <p style="text-align: center;">（</p>

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

開設者

氏 名

生活保護法指定
中国残留邦人等支援法指定

※ 医療機関
介護機関
助産師
施術者

※ 名称
所在地
その他

変更届書

生活保護法第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条において準用する場合を含む。）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に基づき、次のとおり変更しましたので届け出ます。

指 定 医 療 機 関 等	番 号	
	名 称 (氏名)	
	所 在 地 (住所)	〒 —
変 更 の 内 容		
変 更 事 項	旧	
	新	
変 更 年 月 日		年 月 日
委 託 患 者 等 の 措 置 状 況		

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

届出者

氏 名

注意事項

1. この書類は、県知事あてに所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. この書類は、医療機関等の名称や所在地（軽微な変更に限る）に変更があった場合などに提出してください。

記載要領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、開設者であれば助産所又は施術所について、従事者であれば指定を受けた者について記載してください。
2. 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、該当する部分に○を付けてください。
4. 指定医療機関等の「番号」は、医療機関は医療機関コードを、介護機関は介護保険事業者番号を記載してください。助産師及び施術者の場合は空欄で結構です。
5. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法や健康保険法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」のように記載してください。
6. 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
7. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

生活保護法指定
中国残留邦人等支援法指定

※ 医療機関
介護機関
助産師
施術者

※ 休止
廃止

届書

生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者自立の支援に関する法律第14条第4項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に基づき、次のとおり※休止・廃止しましたので届け出ます。

指 定 医療 機関 等	番 号	
	名 称（氏名）	
	所 在 地（住所）	〒 —
※ 休 止 ・ 廃 止 年 月 日		年 月 日
※ 休 止・ 廃 止	の 理 由	
委 託 患 者 等	の 措 置 状 況	
再開の見通し (休止の場合)		

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

届出者

氏 名

注意事項

1. この書類は、県知事あてに所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. この書類は、医療機関等が休止され、又は廃止された場合に速やかに提出してください。
3. 休止の場合には、再開後速やかに再開届書を提出してください。

記載要領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
2. 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、不要なものを一で消してください。
4. 指定医療機関等の「番号」は、医療機関は医療機関コードを、介護機関は介護保険事業者番号を記載してください。助産師及び施術者の場合は空欄で結構です。
5. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」のように記載してください。
6. 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
7. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

生活保護法指定
中国残留邦人等支援法指定

※ 医療機関
介護機関
助産師
施術者

再開届書

生活保護法第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条において準用する場合を含む。）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に基づき、次のとおり再開しましたので届け出ます。

指 定 医 療 機 関 等	番 号	
	名 称 （ 氏 名 ）	
	所 在 地 （ 住 所 ）	〒 —
休 止 年 月 日		年 月 日
再 開 年 月 日		年 月 日
再 開 の 理 由		

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

届出者

氏 名

注意事項

1. この書類は、県知事あてに所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. この書類は、医療機関等再開後速やかに提出してください。

記載要領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、開設者であれば助産所又は施術所について、従事者であれば指定を受けた者について記載してください。
2. 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、該当する部分に○を付けてください。
4. 指定医療機関等の「番号」は、医療機関は医療機関コードを、介護機関は介護保険事業者番号を記載してください。助産師及び施術者の場合は空欄で結構です。
5. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法や健康保険法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」のように記載してください。
6. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

生活保護法指定

中国残留邦人等支援法指定

※ 医療機関
介護機関
助産師
施術者

指定辞退届書

生活保護法第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条において準用する場合を含む。）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に基づき、次のとおり指定を辞退します。

指 定 医 療 機 関 等	番 号	
	名 称 （ 氏 名 ）	
	所 在 地 （ 住 所 ）	〒 —
辞 退 年 月 日		年 月 日
委 託 患 者 等 の 措 置 状 況		

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

届出者

氏 名

注意事項

1. この書類は、県知事あてに所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. この書類は、指定を辞退しようとする日の30日前までに提出してください。

記載要領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、開設者であれば助産所又は施術所について、従事者であれば指定を受けた者について記載してください。
2. 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、該当する部分に○を付けてください。
4. 指定医療機関等の「番号」は、医療機関は医療機関コードを、介護機関は介護保険事業者番号を記載してください。助産師及び施術者の場合は空欄で結構です。
5. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法や健康保険法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」のように記載してください。
6. 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
7. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

生活保護法指定
中国残留邦人等支援法指定

※

医療機関
介護機関
助産師
施術者

処分届書

次のとおり届け出ます。

指 定 医 療 機 関 等	番 号	
	名 称 (氏名)	
	所 在 地 (住所)	〒 ー
処分の種類及びその年月日		

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

届出者

氏 名

注意事項

1. この書類は、県知事あてに所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. この書類は、指定医療機関、指定介護機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者が、医療法、健康保険法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、医師法、歯科医師法、介護保険法、保健師助産師看護師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法により、生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分を受けた場合に提出してください。

記載要領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。
医師又は歯科医師が届け出る場合には、本人について記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、本人又はその開設する助産所若しくは施術所について記載してください。
2. 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、不要なものを一で消してください。
4. 指定医療機関の「番号」は、医療機関は医療機関コードを、介護機関は介護保険事業者番号を記載してください。助産師及び施術者の場合は空欄で結構です。
5. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」のように記載してください。
6. 「処分の種類及びその年月日」は生活保護法施行規則第14条に規定する処分及びその処分を受けた年月日を記載してください。
7. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在位置を記載してください。